

調 査 請 求 書

2025年9月30日

八代市議会議長 宛

請求者 住所

(代表者) 氏名 橋本 章寛

八代市政治倫理条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

- 1 違反するおそれがあると 金子昌平
認められる者の氏名

2 違反の内容(1,000字以内)

金子昌平市議会議員(現副議長)は、昨年8月3日深夜、本町1丁目交差点付近の居酒屋にて一般市民をビール瓶で額を殴打し、流血させ数針縫う程の大怪我を負わせたことがSNSにより明るみに出た。

事件発生現場に駆け付けた警察官に事情聴取されたが、なぜか傷害事件とは扱われなかった。

人の頭をビール瓶で殴る行為そのものが市民の負託を受け、市民の代表者である市議会議員としての自覚を欠く恥ずべき行為であり、社会的・道義的責任は極めて重く決して許される行為ではない。

しかし、金子昌平市議会議員は、ビール瓶殴打事件について未だに自らの口で説明することもなく八代市議会議員、市議会副議長の職を続けている。

さらに、金子昌平市議会議員を擁護する八代自民党議員団は「金子昌平君が手にしていたビール瓶に友人が額をぶつけてきて怪我をした」などと物理的にあり得ないおかしい虚偽発言を繰り返している。

金子昌平市議会議員と八代自民党市議団の一連の行為は「市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、市民全体の代表者として品位と公平を損う一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと」と規定された八代市政治倫理条例にあきらかに違反する行為です。

金子昌平市議会議員のビール瓶殴打事件と組織ぐるみの隠ぺい工作を続けている八代自民党市議団の行為は政治倫理審査会においてその全容を解明させる必要がある。



3 違反の根拠

八代市政治倫理条例第3条第1項第(5)号

4 違反を証する資料

【別紙1】八代市議会令和6年12月定例会議事録01号中 中山諭扶哉議員、成松由紀夫議員、橋本貴喜議員、谷口徹議員の発言内容